3　組合は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書（合併によつて設立した組合にあつては、登記事項証明書及び定款）を添えて、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第八十六条第一項中「第七十九条から第八十二条の二までに規定するもののほか、」を削り、同条第二項中「第八十三条から第八十五条までに規定するもののほか、」を削り、「第三十四条第一項、第二項、第四項本文」を「第三十四条第四項本文」に、「、第九項及び第十項」を「及び第九項」に改め、「、第三十四条の五第五項」を削り、「第三十五条」を「第三十五条第一項」に、「第四十条（第六項を除く。）」を「第四十条第十三項」に、「第四十八条第一項から第四項まで、第四十九条、第五十条」を「第四十九条」に、「第三十四条第二項中「五人」とあるのは「三人」と、同条第十項中「理事の定数の少なくとも三分の二は、」とあるのは「理事は、その全員が」と、第四十条第七項中「前項の承認を受けた」とあるのは「第二項の規定により作成した」を「第三十九条の六第六項中「理事」とあるのは「第八十四条の三第四項に規定する監事設置組合の理事」と、「各監事」とあるのは「監事（監事が二人以上いる場合にあつては、各監事）」と、同条第九項第一号イ中「次条第一項又は第二項」とあるのは「第八十四条の三第一項」に改め、「第四十五条第二項中」の下に「「参事」とあるのは「理事が二人以上ある場合において、参事」と、」を「理事」と」の下に「、第四十七条の四第二項中「理事の」とあるのは「第八十四条の三第四項に規定する監事設置組合においては、理事の」と」を加え、同条第三項中「第二十一条第一項本文、第四十九条第二項及び第三項、第五十条の三、第五十条の四、第五十九条から第六十一条まで、第六十二条第一項から第五項まで並びに第六十三条から第六十七条まで」を「第六十六条及び第六十七条」に、「第五十条の三中「第四十七条の五及び第四十七条の六」とあるのは「第八十六条第三項において準用する第六十二条第一項及び第二項」と、第五十九条中「二十人（第十八条第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る組合（以下「業種別組合」という。）にあつては、十五人）とあり、及び第六十一条第二項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは「七人」と、第六十二条第五項中「議決権」とあるのは「議決権（組合と特定の者との関係について議決をする場合には、その者の議決権を除く。）」を「第六十六条第一項中「設立の認可があつたときは、発起人」とあるのは「発起人は、理事を選任したとき」に改め、同条第四項中「第八十五条の二から前条までに規定するもののほか、第六十八条、第六十九条」を「第六十八条第一項、第六十九条第一項及び第四項」に、「第七十条から」を「第七十条第一項、第七十一条から」に、「、第七十五条第一項並びに第七十六条第一項」を「並びに第七十五条第一項」に、「第五百二条」を「第五百二条並びに第五百七条第一項及び第三項」に、「第六十八条第四項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは「七人」と、第七十条第二項において準用する第三十四条第十項中「理事の定数の少なくとも三分の二は、」とあるのは「理事は、その全員が」を「第七十条第一項中「役員（合併によつて設立する組合が第三十四条の二第三項の組合であるときは、理事を除く。）」とあるのは「役員」と、同法第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」に改め、同条の次に次の一節を加える。

第三節　組織変更

（株式会社への組織変更）

第八十六条の二　組合は、その組織を変更し、株式会社になることができる。

（組織変更計画の承認等）

第八十六条の三　組合は、前条の規定による組織変更（以下「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

2　前項の決議をする場合には、第八十四条の八に規定する決議によらなければならない。

3　第一項の総会の招集に対する第八十六条第二項において準用する第四十七条の六第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「一週間前」とあるのは「二週間前」と、同条第三項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び組織変更計画の要領」とする。

4　組織変更後の株式会社（以下「組織変更後株式会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二　前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社の定款で定める事項

三　組織変更後株式会社の取締役の氏名

四　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　組織変更後株式会社が会計参与設置会社である場合　組織変更後株式会社の会計参与の氏名又は名称

ロ　組織変更後株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合　組織変更後株式会社の監査役の氏名

ハ　組織変更後株式会社が会計監査人設置会社である場合　組織変更後株式会社の会計監査人の氏名又は名称

五　組織変更をする組合の組合員が組織変更に際して取得する組織変更後株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

六　組織変更をする組合の組合員に対する前号の株式の割当てに関する事項

七　組織変更後株式会社が組織変更に際して組織変更をする組合の組合員に対してその持分に代わる金銭を支払うときは、その額又はその算定方法

八　組織変更をする組合の組合員に対する前号の金銭の割当てに関する事項

九　組織変更後株式会社の資本金及び準備金に関する事項

十　組織変更がその効力を生ずる日（第八十六条の八、第八十六条の十第一項及び第百九条において「効力発生日」という。）

十一　その他農林水産省令で定める事項

5　組織変更後株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

6　第八十六条第二項において準用する第五十三条並びに第五十四条第一項及び第二項の規定は、組織変更について準用する。この場合において、第八十六条第二項において準用する第五十三条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「組織変更をする旨」と読み替えるものとする。

（組織変更に反対する組合員の持分払戻請求権）

第八十六条の四　組織変更をする組合の組合員で、前条第一項の総会に先立つて当該組合に対し書面をもつて組織変更に反対の意思を通知したものは、組織変更の決議の日から二十日以内に書面をもつて持分の払戻しを請求することにより、組織変更の日に当該組合を脱退することができる。

2　前項の規定による通知又は請求は、同項の組合の承諾を得て、電磁的方法により行うことができる。

3　第八十六条第一項において準用する第二十八条から第三十条までの規定は、第一項の規定による組合の組合員の脱退について準用する。この場合において、第八十六条第一項において準用する第二十八条第二項中「脱退した事業年度末」とあり、及び第八十六条第一項において読み替えて準用する第二十八条の二中「事業年度末」とあるのは「組織変更の日」と、同条中「事業年度内」とあるのは「組織変更の日の属する事業年度の開始の日から組織変更の日までの間」と読み替えるものとする。

4　第一項の規定により脱退する組合の組合員は、定款の定めにかかわらず、その持分の全部の払戻しを請求することができる。

（組合員への株式等の割当て）

第八十六条の五　組織変更をする組合の組合員（前条第一項の請求をしている者その他政令で定める者を除く。次項において同じ。）は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後株式会社の株式又は金銭の割当てを受けるものとする。

2　前項の株式又は金銭の割当ては、組織変更をする組合の組合員の出資口数に応じてしなければならない。

3　会社法第二百三十四条第一項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前二項の株式の割当てについて準用する。この場合において、同法第二百三十四条第二項中「法務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。